

議案第89号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第1号）  
の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「第2条の規定は令和3年4月1日から、第3条の規定は」を「第2条  
及び第3条の規定は、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第89号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、<u>第2条の規定は令和3年4月1日から、</u> <u>第3条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、<u>第2条及び第3条の規定は、</u> <u>令和4年4月1日から施行する。</u></p>



議案第 90 号

宝塚市協働のまちづくり推進条例の制定について

宝塚市協働のまちづくり推進条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市協働のまちづくり推進条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 まちづくり協議会（第 5 条—第 9 条）

第 3 章 雜則（第 10 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、宝塚市まちづくり基本条例（平成 13 年条例第 36 号）第 3 条の規定に基づき、協働に関する原則を定めるとともに、市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進するために必要な事項を定めることにより、市民と市の協働のまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

（2）まちづくり協議会 第 5 条に規定する組織をいう。

（3）市民活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体その他の特定の課題解決のために、自発的かつ自主的に活動する、営利を目的としない団体をいう。

（協働の原則）

第 3 条 市民、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体、市その他の協働の担い手であ

る各主体は、次の各号に掲げる原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 対等の原則 それが対等な関係にあることを認識し、互いの立場及び意見を尊重すること。
- (2) 情報公開・情報共有の原則 まちづくりに関する情報を公開し、共有すること。
- (3) 相互理解の原則 それぞれの立場及び違いを認め、相互理解を深め、信頼関係を大切にすること。
- (4) 自主性・自立性尊重の原則 それぞれの力を最大限生かすため、自主性、自立性を尊重すること。
- (5) 目的の明確化と共有の原則 協働しようとする事業の目的を明確にし、共有すること。
- (6) 役割分担の原則 果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、事業的目的を達成できるように取り組むこと。
- (7) 相互変革の原則 互いに話し合い、理解し合い、柔軟に対応し、協調し、自己変革をいとわないで活動すること。
- (8) 評価・検証の原則 協働で取り組んだ事業を評価し、検証し、その結果を共有して次の事業に役立てること。

(まちづくりの推進)

第4条 市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連携してまちづくりを推進する。

- 2 市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等が行うまちづくり活動への支援を行う。
- 3 市は、前項の支援を行うに当たり、その活動に要する費用の助成その他の財政上の措置を行うことができる。

## 第2章 まちづくり協議会

(まちづくり協議会)

第5条 まちづくり協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する組織とする。

- (1) 地域課題を解決するため、自治会を中心として、地域で活動する個人及び団体の連携を図る組織であること。
- (2) おおむね小学校の通学区域を活動の範域とすること。

2 まちづくり協議会は、おおむね小学校の通学区域を単位とする範域に一つとし、その名称及び範域については、規則で定める。

(まちづくり協議会の構成)

第6条 まちづくり協議会は、その地域の市民、自治会その他の団体、事業者等で構成する。

(まちづくり協議会の運営)

第7条 まちづくり協議会は、透明性のある、民主的で開かれた運営を行う。

(まちづくり協議会の活動)

第8条 まちづくり協議会は、協働を基本とし、自治意識及び連帯感の醸成並びに地域課題の解決のために活動する。

2 まちづくり協議会は、他のまちづくり協議会との交流を深め、活動の活性化を図ることに努める。

(地域ごとのまちづくり計画)

第9条 まちづくり協議会は、その地域の目指す将来像や、それに基づく基本目標及び具体的な取組等を取りまとめた計画（以下「地域ごとのまちづくり計画」という。）を策定し、市と連携して活動する。

2 市は、地域ごとのまちづくり計画を、宝塚市まちづくり条例第14条に規定する総合計画の基本構想を実現するための計画として位置付ける。

### 第3章 雜則

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(条例の検証)

2 市は、この条例の施行の日以後5年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(宝塚市協働のまちづくり促進委員会への諮問)

3 市長は、前項の検証に当たり、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第1条に規定する宝塚市協働のまちづくり促進委員会に諮問するものとする。

議案第 91 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

第 35 条第 3 項中「受ける者を含む。」の次に「」とする。」を加える。

第 36 条第 3 項中「受ける者を除く。」の次に「」とする。」を加える。

（宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第91号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 特定地域型保育事業 支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(25)～(29) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(支援法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 特定地域型保育事業 支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(25)～(29) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(支援法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p>

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「現に利用している同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「現に利用している同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 特定地域型保育事業 支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (9)～(14) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 特定地域型保育事業 支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (9)～(14) (略)



議案第95号

財産（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車1台 |
| 2 財産の配置場所   | 宝塚市西消防署              |
| 3 取得の目的     | 中高層建物火災等の災害対応用       |
| 4 取得の金額     | ¥263,890,000.-       |
| 5 取得の相手方    | 三田市テクノパーク2番地の3       |

株式会社モリタ関西支店

支店長 土居典生



議案第95号

財産（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車）の取得について

1 契約の方法 一般競争入札

2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札 参加 業者 名	入札 価 格 (円)	
㈱モリタ	239,900,000 円	落札
㈱藤井ポンプ製作所	243,000,000 円	
㈱モリタテクノス	250,000,000 円	

（入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。）

3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥23,990,000.-



議案第 96 号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年（2020 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 中川智子

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 救急自動車 1 台              |
| 2 財産の配置場所   | 宝塚市西消防署                |
| 3 取得の目的     | 宝塚市西消防署の救急業務用          |
| 4 取得の金額     | ¥ 22,330,000.-         |
| 5 取得の相手方    | 神戸市須磨区大池町 3 丁目 1 番 1 号 |

兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所

所長 白根 浩司



議案第96号

財産（救急自動車）の取得について

1 契約の方法 一般競争入札

2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札 参加 業者 名	入札 価 格 (円)	
兵庫トヨタ自動車㈱	20,300,000	落札
日本船舶薬品㈱	21,000,000	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥2,030,000.-



議案第97号

公の施設（宝塚市立中山台コミュニティセンター）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立中山台コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

[REDACTED]  
中山台コミュニティ

3 指 定 の 期 間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第98号

公の施設（宝塚市立地域利用施設美座会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立地域利用施設美座会館

2 指定管理者となる団体

■  
美座会館管理運営委員会  
■

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第99号

公の施設（宝塚市立地域利用施設光明会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立地域利用施設光明会館

2 指定管理者となる団体

光明会館管理運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第100号

公の施設（宝塚市立地域利用施設雲雀丘俱楽部）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立地域利用施設雲雀丘俱楽部

2 指定管理者となる団体

【REDACTED】  
公の施設のよりよい管理運営をめざす市民の会・宝塚

3 指 定 の 期 間 令和3年（2021年）4月1日から

【REDACTED】  
令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第101号

公の施設（宝塚市立地域利用施設南口会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立地域利用施設南口会館

2 指定管理者となる団体

特定非営利活動法人シニアパワーを活かす会

3 指 定 の 期 間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第102号

公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立地域利用施設御殿山会館

2 指定管理者となる団体

御殿山会館管理運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第103号

公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立地域利用施設高松会館

2 指定管理者となる団体

高松町自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第104号

公の施設（宝塚市立未成集会所）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立未成集会所

2 指定管理者となる団体

未成町自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第105号

公の施設（宝塚市立共同利用施設長尾南会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設長尾南会館

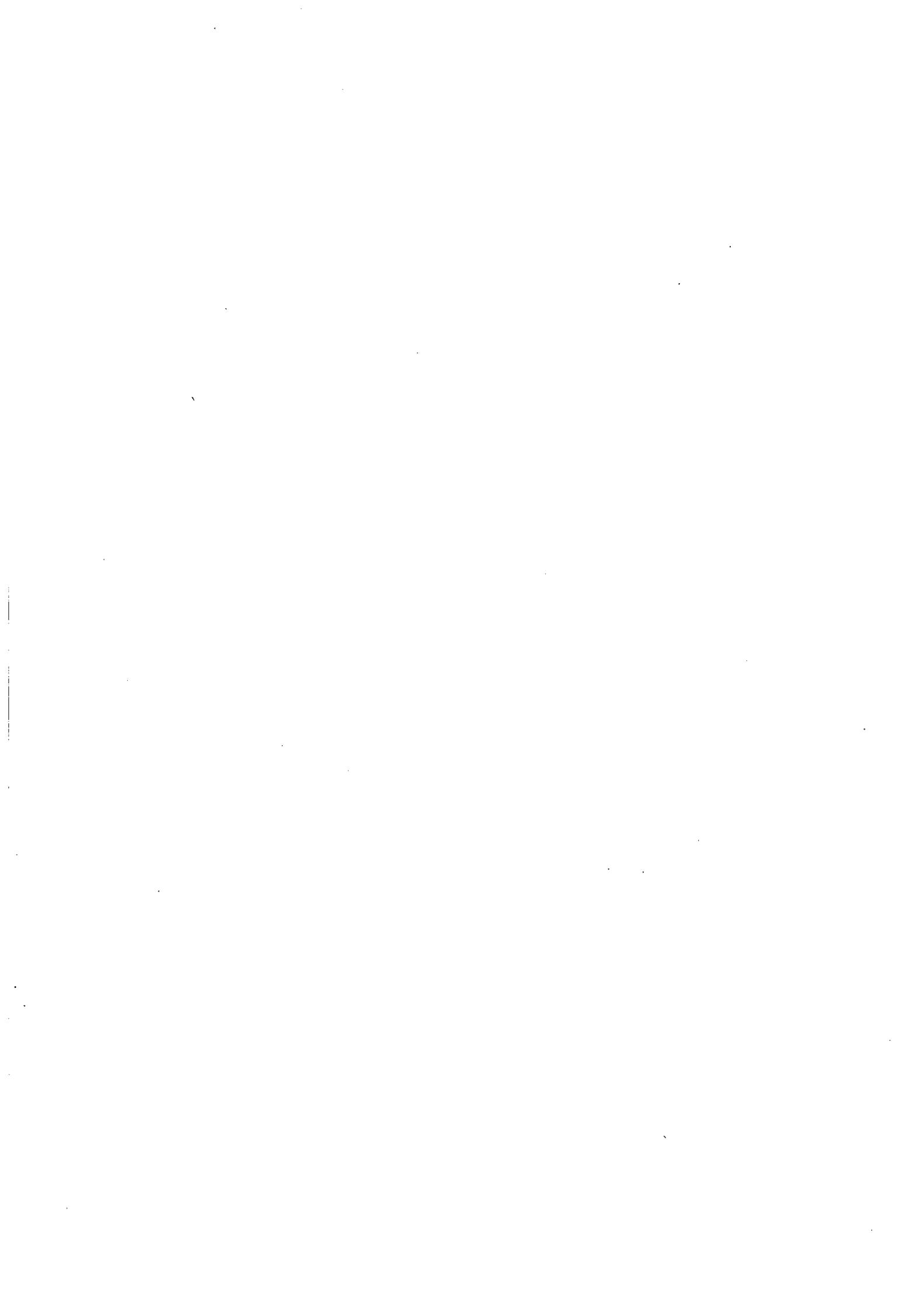
2 指定管理者となる団体

丸橋自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第106号

公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設安倉会館

2 指定管理者となる団体

■  
安倉自治会  
■

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第107号

公の施設（宝塚市立共同利用施設小浜会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設小浜会館

2 指定管理者となる団体 [REDACTED]

小浜自治会  
[REDACTED]

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第108号

公の施設（宝塚市立共同利用施設福井会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設福井会館

2 指定管理者となる団体

福井・亀井自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第109号

公の施設（宝塚市立共同利用施設小林会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設小林会館

2 指定管理者となる団体

小林会館運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第110号

公の施設（宝塚市立共同利用施設鹿塩会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設鹿塩会館

2 指定管理者となる団体 [REDACTED]

鹿塩自治会  
[REDACTED]

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第111号

公の施設（宝塚市立共同利用施設中筋会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設中筋会館

2 指定管理者となる団体

[REDACTED]  
中筋会館運営委員会

[REDACTED]

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第112号

公の施設（宝塚市立共同利用施設高司会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設高司会館

2 指定管理者となる団体

高司会館管理運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第113号

公の施設（宝塚市立共同利用施設中山寺会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設中山寺会館

2 指定管理者となる団体

中山寺自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第114号

公の施設（宝塚市立共同利用施設美幸会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設美幸会館

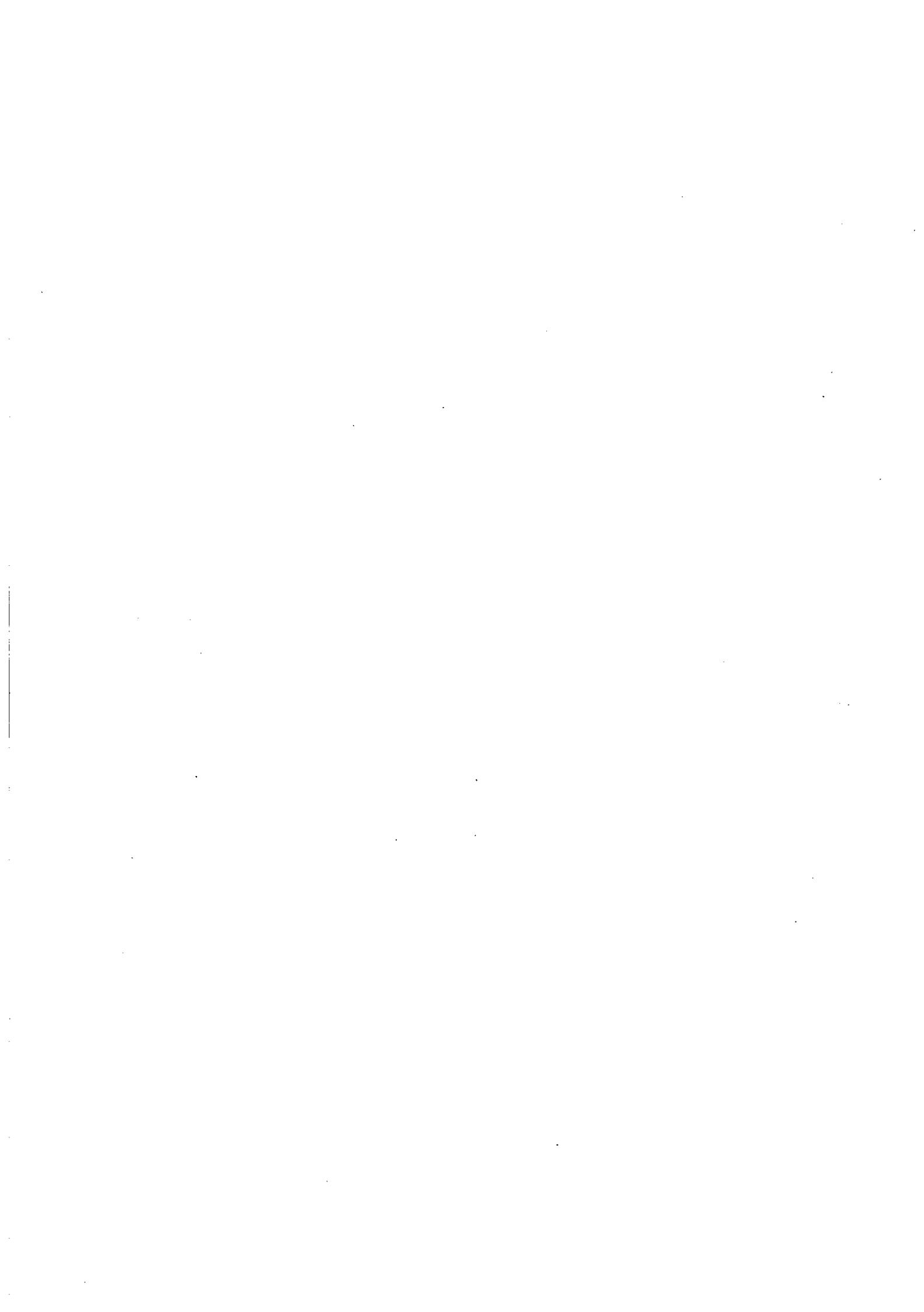
2 指定管理者となる団体

美幸町自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第115号

公の施設（宝塚市立共同利用施設山本台会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設山本台会館

2 指定管理者となる団体

山本台自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第116号

公の施設（宝塚市立共同利用施設壳布会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設壳布会館

2 指定管理者となる団体 [REDACTED]

壳布小学校区まちづくり協議会

[REDACTED]

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第117号

公の施設（宝塚市立共同利用施設川面会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中 川 智 子

1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立共同利用施設川面会館

2 指定管理者となる団体

[REDACTED]  
川面会館管理委員会

[REDACTED]

3 指 定 の 期 間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第118号

公の施設（宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館

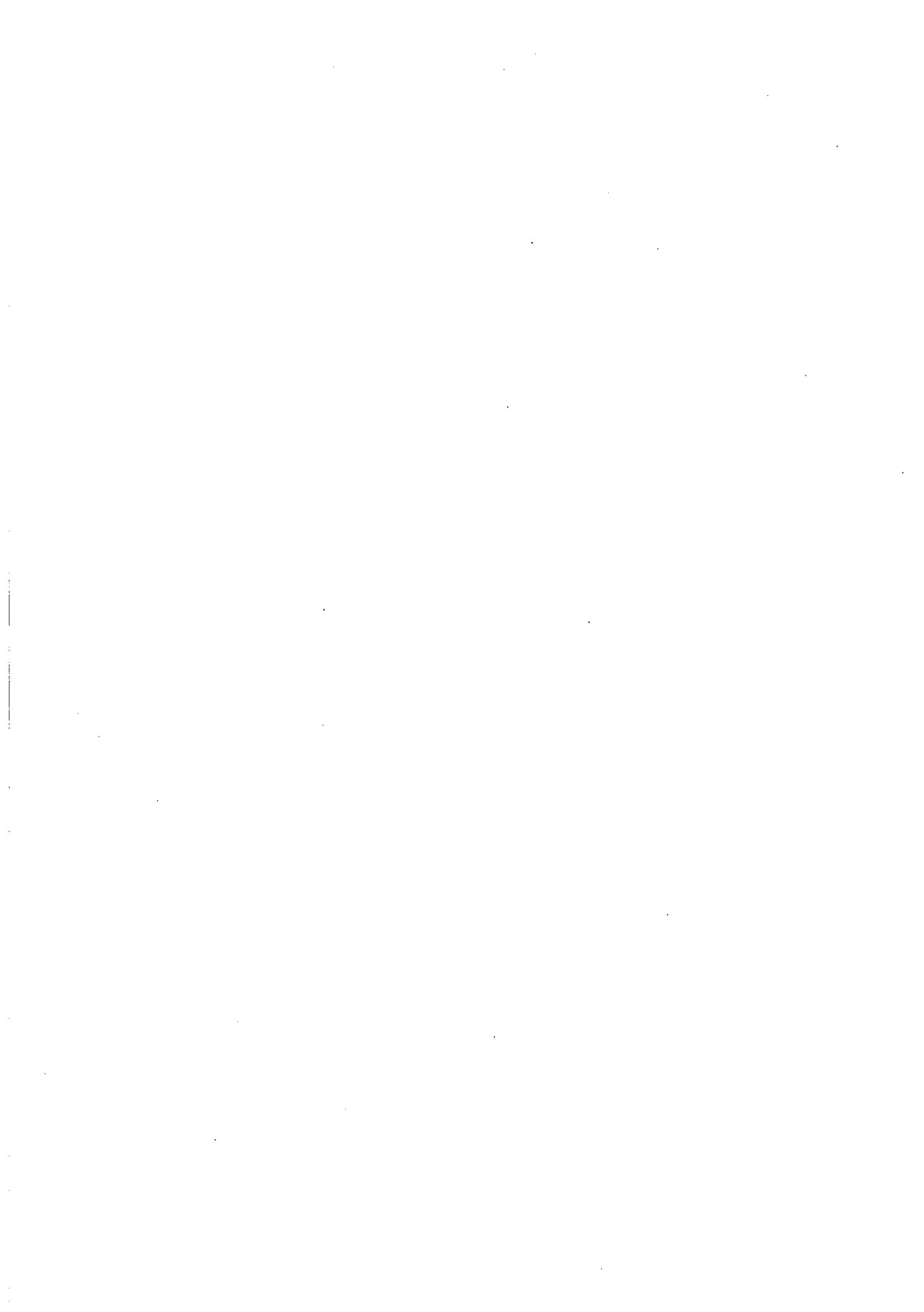
2 指定管理者となる団体

松ガ丘会館運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第119号

公の施設（宝塚市立共同利用施設泉町会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設泉町会館

2 指定管理者となる団体

泉町会館運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第120号

公の施設（宝塚市立共同利用施設旭町会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設旭町会館

2 指定管理者となる団体

旭町会館運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第121号

公の施設（宝塚市立共同利用施設仁川会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中 川 智 子

1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立共同利用施設仁川会館

2 指定管理者となる団体

仁川会館運営委員会

3 指 定 の 期 間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第122号

公の施設（宝塚市立共同利用施設伊子志会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設伊子志会館

2 指定管理者となる団体

伊子志会館運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第123号

公の施設（宝塚市立共同利用施設御所の前会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立共同利用施設御所の前会館

2 指定管理者となる団体

██  
御所の前町自治会  
██

3 指 定 の 期 間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第124号

公の施設（宝塚市立共同利用施設米谷会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設米谷会館

2 指定管理者となる団体

米谷会館運営委員会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第125号

公の施設（宝塚市立共同利用施設亀井会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立共同利用施設亀井会館

2 指定管理者となる団体

福井・亀井自治会

3 指 定 の 期 間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第126号

公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉西会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設安倉西会館

2 指定管理者となる団体 [REDACTED]

安倉西会館運営委員会

[REDACTED]

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第127号

公の施設（宝塚市立共同利用施設山本野里会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設山本野里会館

2 指定管理者となる団体

宝塚市丸橋財産管理組合

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第128号

公の施設（宝塚市立共同利用施設山本会館）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立共同利用施設山本会館

2 指定管理者となる団体

山本自治会

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）



議案第129号

公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市総合福祉センター

2 指定管理者となる団体 宝塚市安倉西2丁目1番1号

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

理事長 福本芳博

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで



議案第130号

公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター）  
の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター                    |
| 2 指定管理者となる団体    | 宝塚市安倉西2丁目1番1号<br>社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会<br>理事長 福本芳博 |
| 3 指 定 の 期 間     | 令和3年（2021年）4月1日から<br>令和8年（2026年）3月31日まで       |



議案第131号

公の施設（宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館）の指定  
管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館  
2 指定管理者となる団体 宝塚市大原野字炭屋1番1

特定非営利活動法人宝塚NISITANI

理事長 中村正文

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から  
令和8年（2026年）3月31日まで



議案第132号

公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立国際・文化センター

2 指定管理者となる団体 宝塚市南口2丁目14番1-3号

特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会

理事長 加藤啓子

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで



議案第133号

公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立農業振興施設

2 指定管理者となる団体 神戸市北区有野中町2丁目12番13号  
兵庫六甲農業協同組合

代表理事組合長 木下祝一

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から  
令和8年（2026年）3月31日まで



議案第134号

公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立宝塚園芸振興センター

2 指定管理者となる団体 宝塚市山本東2丁目2番1号

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社

代表取締役 阪上和彦

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和8年（2026年）3月31日まで



議案第135号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月1日提出

宝塚市長 中川智子

1 公の施設の名称 宝塚市立長谷牡丹園

2 指定管理者となる団体 宝塚市長谷字門畠29番地

長谷牡丹園芸組合

組合長 上畠善一

3 指定の期間 令和3年（2021年）4月1日から

令和4年（2022年）3月31日まで



議案第97号から第135号まで

　　公の施設の指定管理者の指定について

　　地方自治法(抜粋)

　　(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項　(略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

